

第 1 4 回 奈良県河川整備委員会 議事概要

1. 日 時 平成14年11月20日(水) 9:30～11:30
2. 場 所 猿沢荘 3F わかくさ
3. 出席者 委員(敬称略) 池淵周一、澤井健二、木村 優、御勢久右衛門
萩野芳彦、伊藤章子
奈良県 河川課長 ほか

4. 議事

(1) 第13回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認について

- 事務局より、第13回委員会議事概要の説明
各委員により了承された。

(2) 「奈良県の管理する河川の目指すべき方向性について」

- 事務局よりこれまでの2圏域で定めた目指すべき方向の3本柱について説明

(3) 意見交換

- ・大和川本川は総合治水という形で当面は既往最大を目指しているが、この既往最大とはどういうものか。
→昭和57年8月災害の再度災害防止と各支川の10年確率降雨程度の河川改修を実施すれば、概ね既往災害に対する対策ができていくと考えている。
(河川管理者)
- ・奈良県が目指すべき方向の3本柱は全国のどこでも適用できる。固有名詞を入れたり、歴史が深いという他府県との違いを加えればよく分かっているのではないか。
- ・3本柱に副題のような形で、奈良らしさを表したらいいのではないか。
- ・財政事情・整備コストを考慮した上で整備計画について審議する必要があるのではないか。
- ・計画の中に利水面のことが何も書かれていないのは不思議。土地利用とか都市計画との関係についても記述がない。
- ・奈良の川づくりにおいて、歴史や社会経済、地勢ということがきちんと分かっていないと行政の整備メニューに振り回されてしまうのではないか。
- ・住民参加、官民連携をどのように組織的に形成していくかということが大事ではないか。イベントをすることが目的ではなくイベントは結果である。
- ・川は人間のものではなく、人間もその一部に過ぎないことを念頭に置いて河川整備計画を立てると考え方が変わるのではないか。
→治水事業は、突然止めたり一気に減額したりする性格の事業ではない。今後、20年でこの辺まではいけるのではないかといいところを書いており、コスト縮減等の努力によって目標を達成したいといった趣旨で書いている。
(河川管理者)
- ・県や国任せではなく住民自ら考える意識を持ってもらうようにする。
- ・超過洪水に対する危機管理についてもっと明確にする事が大事ではないか。
- ・下水道普及率の向上による水量の減少についても考えておいた方がいい。

- ・地域に愛される川というのは具体的にどうしたらよいか考える。行政だけではなく、住民も一緒にやる意識を持ってもらう。
 - ・「万葉の清流ルネッサンス」という言葉に全てがあらわれていると思う。それに裏づけられる形になっていけばいいのではないか。
 - ・河川課の事業の目指すべき所をもっと具体的にはっきりと書くべきではないか。水量を増やすにはどうしたらいいのかも書く。
-
- ・水の必要性、水の大事さを一般市民にもっと啓発していくことが、自然と共生することであり、親しむことであると思う。
 - ・工事現場において事業内容を住民に分かるようにすれば、住民への教育や、意識も増すことになり、総合的な治水の一翼を担うようになると思う。
-
- ・「総合治水」という言葉の解釈にギャップを感じる。新しい言葉を提示するか、従来の総合治水事業という使い方をやめないと、混乱が生じてくる気がする。
 - ・ここでの総合治水対策というのは施設対策に限定されているような気がする。ハードとソフトの分類があって、それらを総合した対策だというとならえ方が必要なのではないか。
 - ・国や市町村の連携については、部分的にではなく、治水、利水、環境などすべてを含めた全体的な連携が非常に大事だと思う。
 - ・住民が自発的にイベントをやれる支援体制づくりが必要。市町村にまたがる広域な計画をやっていくときには、ぜひ県の支援がほしいと思う。
- 河川管理者以外と手を取り、場合によっては住民も一緒にやっていると理想とすべき部分に到達できないと非常に強く感じている。
- 河川管理者として利水、水量についての指標というのは、水をどう使うかという視点でしか議論が出来ていない。住民にとって普段どういう状態がいいのか答えを持っていない。
- 奈良らしさや大和川らしさについても、県として考えていかなければならない。(河川管理者)
-
- ・下水処理場でせっかくきれいにした水をリサイクルするようなことも計画の中で目指していかなければいけない。
-
- ・「自然と共生」と「安全で安心して暮らせる川」は矛盾しており、これを両方同時に満足させることは恐らく出来ないはず。
 - ・河川整備に関する意識変革が明確に生まれてきていないのではないか。
 - ・河川に関する情報の共有と、検討すべき論点の分析や掘下げが不完全ではないか。

(4)その他

●委員長代理について

- ・池淵委員長より、委員会の設置要綱に基づく委員長代理として、榊原委員を指名することについて、説明があった。(榊原委員事前確認済み)
- 各委員により了承された。

●今後のスケジュールについて

- ・事務局より今後のスケジュールについて提示を行った。